

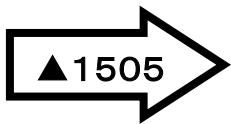
広域連携の現在と将来

平成29年8月30日
総務省自治行政局市町村課長
海老原 諭

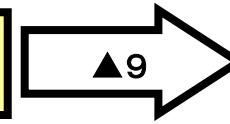
市町村合併から広域連携へ

市町村合併の進展状況

平成11年3月31日
3232



平成22年3月31日
1727

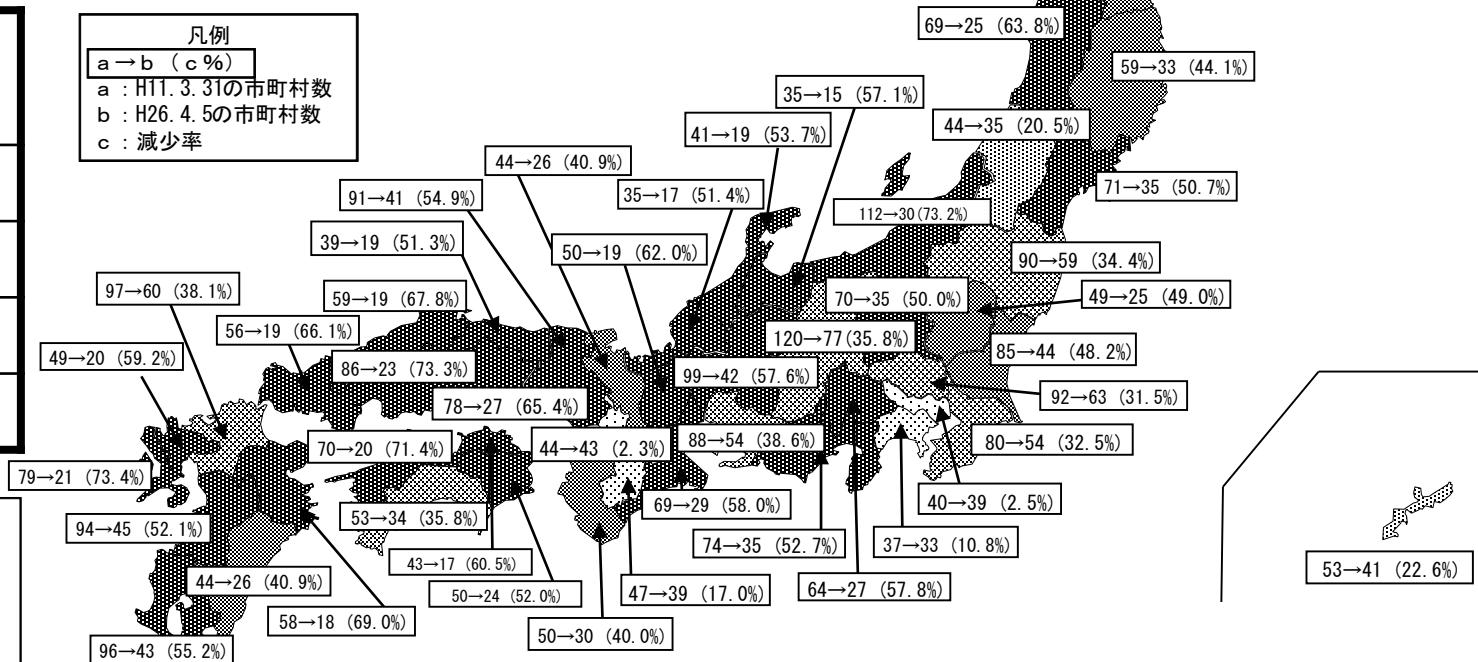


平成26年4月5日
1718

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31	H26.4.5
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,718
人口1万人未満	—	—	1,537	457	480
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,067	69,332
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	215.4	216.7

	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1以降の減少団体数
旧法下 H11.4.1～	581 (1,991)	1,410
新法下 (改正前)	61 (156)	95
新法下 (改正後)	7 (16)	9
計	649 (2,163)	1,514

凡例
a → b (c %)
a : H11.3.31の市町村数
b : H26.4.5の市町村数
c : 減少率



人口段階別の市町村の人口・面積の変化

	H11.3.31		
	団体数	人口	面積(km ²)
50万人以上	21	24,459,688 (20.8%)	7,910 (2.1%)
30万人以上50万人未満	43	16,672,731 (14.2%)	11,025 (3.0%)
20万人以上30万人未満	41	10,139,015 (8.6%)	7,624 (2.1%)
10万人以上20万人未満	115	15,609,766 (13.3%)	13,901 (3.7%)
5万人以上10万人未満	227	15,738,410 (13.4%)	24,690 (6.7%)
3万人以上5万人未満	262	10,015,674 (8.5%)	30,248 (8.2%)
1万人以上3万人未満	986	16,620,311 (14.1%)	101,818 (27.4%)
1万人未満	1,537	8,347,037 (7.1%)	173,826 (46.8%)
全国計	3,232	117,602,632 (100.0%)	371,040 (100.0%)
(参考)全国平均		36,387	114.8

H22.3.31		
団体数	人口	面積(km ²)
27	30,406,053 (25.5%)	14,206 (3.8%)
45	17,334,198 (14.5%)	16,251 (4.4%)
41	10,082,356 (8.5%)	12,109 (3.3%)
154	21,252,161 (17.8%)	41,139 (11.1%)
278	19,335,920 (16.2%)	63,780 (17.1%)
259	10,015,061 (8.4%)	56,026 (15.1%)
466	8,469,698 (7.1%)	84,736 (22.8%)
457	2,382,894 (2.0%)	83,704 (22.5%)
1,727	119,278,341 (100.0%)	371,950 (100.0%)
	69,067	215.4

※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。

※ H22.3.31の人口は、平成17年国勢調査人口による。

※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。

※ H22.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成21年度版)」の面積による。

「平成の合併」について（概要）

平成22年3月 総務省公表

合併の進捗状況等

平成11年以来、基礎自治体の行財政基盤確立のため、全国的に市町村合併を推進

平成11年～平成17年：手厚い財政措置（合併特例債の創設や合併算定替の期間延長）

平成17年～：国・都道府県の積極的な関与



市町村数：3,232（H11.3.31）⇒1,727（H22.3.31）となり、相当程度進捗

平成の合併の評価

合併の本来の効果が現れるまでには10年程度の期間が必要であると考えられ、現時点では短期的な影響の分析に止まらざるを得ないが、多くの合併市町村の行政・住民、また世論の合併への評価は大きく分かれている。

《評価の背景》

合併による主な効果

- ①専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化
- ②少子高齢化への対応
- ③広域的なまちづくり
- ④適正な職員の配置や公共施設の統廃合などの行財政の効率化

合併による主な問題点・課題

- ①周辺部の旧市町村の活力喪失
- ②住民の声が届きにくくなっている
- ③住民サービスの低下
- ④旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失

今後の合併に対する考え方

- 平成11年以来の全国的な合併推進については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く現下の状況を踏まえ、現行合併特例法の期限である平成22年3月末で一区切り
- その上で、平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に円滑化のための特例を用意
- 旧合併特例法及び現行合併特例法下の合併市町村については、引き続き、確実に支援

これからの基礎自治体の展望

地域主権改革の進展等により、基礎自治体である市町村の役割はより一層重要になる。



- ① 市町村合併による行財政基盤の強化
- ② 共同処理方式による周辺市町村間での広域連携など
- ③ 都道府県による補完

それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択

市町村合併関係施策

広域連携関係施策

明治の大合併

- 明治21年(1888年)当時は71,314町村(江戸時代からの自然発生的な町村を受け継いだもの)。
- 政府は明治22年(1889年)に初めての近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行。300~500戸を標準として、全国一律に町村合併を実施。

昭和の大合併

- 昭和28年(1953年)に、事務や権限をできるだけ住民に身近な市町村に配分すべきとの観点から、「町村合併促進法」が施行され、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。

平成の大合併

- 地方分権の推進や少子高齢化の進展を背景として、市町村の行政サービスの維持・向上や行政規模の拡大・効率化を図る観点から、自主的な市町村合併を推進。

年 月	市	町	村	計
明治21年(1888年)	—		(71,314)	71,314
22年(1889年)	39		(15,820)	15,859
昭和20年(1945年) 10月	205	1,797	8,518	10,520
28年(1953年) 10月	286	1,966	7,616	9,888
31年(1956年) 4月	495	1,870	2,303	4,668
36年(1961年) 6月	556	1,935	981	3,472
40年(1965年) 4月	560	2,005	827	3,392
60年(1985年) 4月	651	2,001	601	3,253
平成11年(1999年) 3月	670	1,994	568	3,232
18年(2006年) 3月	777	846	198	1,821
22年(2010年) 3月	786	757	184	1,727
26年(2014年) 4月	790	745	183	1,718

明治21年(1888年)
市制町村制

明治21年(1888年)
町村制制定(町村組合制度の創設)

明治44年(1911年)
市制改正(市町村組合制度の創設)

昭和27年(1952年)
地方自治法改正(協議会、機関等の共同設置及び事務の委託の制度の創設)

昭和44年(1969年)
「広域市町村圏振興整備措置要綱」制定。
第1次として33府県41圏域を指定(昭和44~47年度まで340圏域を指定)

昭和52年(1977年)
「大都市周辺地域広域行政圏」制度開始。
平成22年4月までに19圏域を指定。

平成元年(1989年)
「ふるさと市町村圏推進要綱」制定。平成22年4月までに115圏域を指定。

平成6年(1994年)
地方自治法改正(広域連合制度の創設)

平成17年(2005年)
市町村の合併の特例等に関する法律
(新法)

平成20年(2008年)
「定住自立圏構想推進要綱」制定。平成29年4月現在、118圏域。

平成26年(2014年)
地方自治法改正(連携協約、事務の代替執行の制度の創設)
「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」(※)
制定。平成29年4月現在、23圏域。
※平成27年「連携中枢都市圏構想推進要綱」に改称。

広域自治体と基礎自治体の役割についての考え方の変遷（地方制度調査会答申）

		H15.11.13 第27次地方制度調査会 答申 (今後の地方自治制度のあり方に関する答申)	H18.2.28 第28次地方制度調査会 答申 (道州制のあり方に関する答申)	H21.6.16 第29次地方制度 調査会答申 (今後の基礎自治体及び監査・議会 制度のあり方に関する答申)	H25.6.25 第30次地方制度 調査会答申 (大都市制度の改革及び基礎自治体の行 政サービス提供体制に関する答申)	H28.3.16 第31次地方制度 調査会答申 (人口減少社会に的確に対応する地方行 政体制及びガバナンスのあり方に関する 答申)
広域 自治 体	考え方	<ul style="list-style-type: none"> 高度なインフラの整備、経済活動の活性化、雇用の確保、国土の保全、<u>広域防災対策</u>、環境の保全、情報通信の高度化などの広域的な課題に対応 <u>バランスのとれた公共サービス</u>の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 国、広域自治体、基礎自治体の役割分担の見直し 国から道州へ、道州から基礎自治体への大幅な権限移譲 道州は、圏域を単位とする主要な社会資本形成の計画・実施、<u>広域的な見地</u>から行うべき環境の保全・管理、人や企業の活動圏や経済圏に応じた地域経済政策・雇用政策等の<u>広域事務</u>を担う役割に軸足 			
	手法	<input type="checkbox"/> 都道府県合併 <input type="checkbox"/> 道州制	<input type="checkbox"/> 道州制 → <ul style="list-style-type: none"> 国の政治行政制度のあり方 国と地方の行政組織のあり方 国と地方を通じた行政改革の推進 国民生活に大きな影響 ⇒ 国民的な論議の動向を踏まえて行われるべき 			
基礎 自治 体	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <u>少なくとも、福祉や教育、まちづくり</u>など住民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理 市町村の規模・能力の拡充 		→	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少時代において、<u>持続可能なサービス提供</u>体制を構築 	→
	手法	<input type="checkbox"/> 市町村合併 <ul style="list-style-type: none"> 推進 	→	<ul style="list-style-type: none"> 一区切り 		
	<input type="checkbox"/> 広域連携 <ul style="list-style-type: none"> 合併が困難な場合に検討 	→	<ul style="list-style-type: none"> 多様な選択肢から選択 	<ul style="list-style-type: none"> より柔軟な広域連携 	→	<ul style="list-style-type: none"> 連携中枢都市圏等
	<input type="checkbox"/> 特例的団体 <ul style="list-style-type: none"> 制度導入を検討 				→	<ul style="list-style-type: none"> 申出による県の補完
						<input type="checkbox"/> 外部資源の活用

新たな広域連携について

新たな広域連携について

◎ 新たな広域連携

(第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理手交))

地方圏

- ・ 「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏(人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進
- ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

三大都市圏

- ・ 同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進



○ 地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする仕組みを制度化

施行日:平成26年11月1日

地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入

- ・ 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手続もビルトイン
- ・ 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能
(例…圏域全体を見据えたまちづくりの方向性)
- ・ 別組織(組合や協議会)を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み



- ・ 自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。
- ・ 産学金官民の連携によるシティリージョンも推進。

○ 地方公共団体間の「事務の代替執行」を可能とする仕組みを制度化

施行日:平成26年11月1日

地方公共団体が、その事務の一部を、自らの名において、他の地方公共団体の長等に管理・執行させることができる新たな仕組みを導入

- ・ 事務を任せた側の意向を反映させることが可能

連携協約について①

連携協約概要

連携協約とは

- 「地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」(地方自治法第252条の2)
- 平成26年の地方自治法改正により導入

連携協約の特徴

- 柔軟性と安定性に優れた、国家間の条約のような新たな広域連携の仕組み
- 単独の地方公共団体の活性化に加えて、近隣市町村との有機的な連携による活性化が可能
- 単独であらゆる公共施設を維持・整備し全ての行政サービスを提供するという「フルセットの行政」からの脱却が可能

連携協約の活用例

- 連携中枢都市圏などの都市圏形成
- 条件不利地域における都道府県と市町村との連携
- 三大都市圏での水平的連携
- その他地域の実情に応じた地方公共団体間(都道府県間、市町村間等)の連携

連携協約について②

ポイント①

政策面での役割分担等についても自由に盛り込むことが可能

- ・ 従来の広域連携は、主に事務を共同で処理するための枠組み（例：ごみ処理等を一部事務組合により、公平委員会の事務や住民票の写しの交付等を事務の委託により実施する等）。
→ 連携協約においては、政策面での基本的な方針や役割分担を定めることが可能（例：図書館はA市で音楽ホールはB市で整備するなどの公共施設整備を役割分担。圏域全体のまちづくりの方向性。）。
→ 政策の共有を実現することができる。

ポイント②

別組織を作らない、より簡素で効率的な仕組みとすることが可能

- ・ 一部事務組合や広域連合は、構成団体とは別の地方公共団体が事業を実施。
→ 連携協約においては、連携協約を締結した地方公共団体がそれぞれ役割を果たすために必要な措置を実施。必要に応じて、事務の委託や代替執行等を実施。

ポイント③

バイ(1対1)で連携協約を締結

- ・ 複数の自治体が広域連携を行うにあたり、合同して協約を結ぶのではなく、それぞれバイ(1対1)で連携協約を締結（合同行為でなく双務契約）。
→ バイの連携協約が積み重なることによって、圏域そのものや圏域の政策が顕在化。レイヤー（重層的）構造。
→ 複数の事業を行うにあたり、事業ごとに異なる自治体の組み合わせとすることが可能。

連携協約について③

ポイント④

地方公共団体間の安定的な連携

- ・ 締結する際の協議について議会の議決が必要。
→ 首長間だけでなく団体間の意思として安定的に連携。
- ・ 連携協約を締結した地方公共団体は、連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにしなければならない。
→ 企業等も安心して事業に参加可能。

ポイント⑤

紛争解決の手続きがあらかじめビルトイン

- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができる。
- ・ 処理方策の提示を受けたときは、当事者である地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにならなければならない。
→ 調停とは異なり、当事者間の受諾が不要。

連携協約と事務の共同処理制度との相違点

	協議会	機関等の共同設置	事務の委託	事務の代替執行	一部事務組合	広域連合
連携協約の特徴	ポイント① 政策面での役割分担等	○ ・計画作成協議会は広域にわたる総合的計画を共同して作成 ・関係地方公共団体は計画に基づき事務を処理しなければならない (第252条の2の2)	×	×	×	×
	ポイント② 別組織不要	×	○ (法人格のない組織)	○	○ (特別地方公共団体)	×
	ポイント③ 1対1で締結	× (第252条の6 第252条の6の2)	× (第252条の7 第252条の7の2)	○ 〔関係地方公共団体の数の増減及び脱退に関する規定なし〕	○ 〔関係地方公共団体の数の増減及び脱退に関する規定なし〕	× (第286条 第286条の2)
	ポイント④ 安定的な連携 (議会の議決)	○ (第252条の2の2)	○ (第252条の7)	○ (第252条の14)	○ (第252条の16の2)	○ (第290条)
	ポイント⑤ 紛争解決の手続 (自治紛争処理委員による処理方策の提示)	×	×	×	×	×

※括弧書きは地方自治法条文

連携中枢都市圏構想の推進

長期ビジョン

中長期展望
(2060年を視野)I. 人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歴止め

・国民の希望が実現した場合の出生率
(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

II. 成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持
(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)(~2019年度)

基本目標(成果指標、2020年)

主要施策とKPI

主な施策

地方の「平均所得の向上」による「しごと」と「ひと」の好循環作り

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状:9.8万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:93.6%(2015年)
全ての世代の割合:94.0%(2015年)
- ◆女性の就業率 2020年までに77%
:71.6%(2015年)

○農林水産業の成長産業化

- ・6次産業化市場10兆円:5.1兆円(2014年度)
- ・農林水産物等輸出額 1兆円:7,451億円(2015年)

○観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・訪日外国人旅行消費額8兆円:3兆4771億円(2015年)

○地域の中核企業、中核企業候補支援

- ・3年間で2,000社支援
ローカルノベーション分野で、地域中核企業候補の平均売上高を5年間で3倍(60億円)
- ・雇用数8万人創出 :0.1万人(2015年度)

○地方移住の推進

- ・年間移住あっせん件数 11,000件
:約7,600件(2015年度)

○企業の地方拠点機能強化

- ・拠点強化件数7,500件増加 :1,403件※
- ・雇用者数4万人増加 :11,560人※
※地域再生計画(H28.11)に記載された目標値

○地方大学活性化

- ・自道府県大学進学者割合平均36%
:32.2%(2016年度)

○若い世代の経済的安定

- ・若者の就業率79%に向上 :76.1%(2015年)

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%
:86.4%(2015年度)

○働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現

- ・男性の育児休業取得率13% :2.65%(2015年)

○「小さな拠点」の形成

- ・「小さな拠点」の形成数 1000か所
:722か所(2016年度)
- ・住民の活動組織(地域運営組織)形成数 3,000団体 :1,680団体(2015年度)

○「連携中枢都市圏」の形成

- ・連携中枢都市圏の形成数 30圏域
:17圏域(2016年10月)

○既存ストックのマネジメント強化

- ・中古・リフォーム市場規模20兆円
:1兆円(2013年)

①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

- ・地域の技の国際化(ローカルノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)
- ・事業承継円滑化のため税理士の知見をM&Aに活用する実証的事業
- ・地域経済を牽引する地域未来牽引事業を支援するため、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせて、集中的に支援

②観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・日本版DMO候補法人登録制度の効果的運用による優良事例の横展開等の実施、DMOの安定的な財源確保の検討
- ・スポーツツーリズムの推進、古民家等の歴史的資源の活用
- ・観光消費拡大等のための受入環境整備

③農林水産業の成長産業化

- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂(生産資材価格引下げ、流通・加工構造の改革、生乳流通改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入、輸出インフラの整備)
- ・在外公館、ジャパンハウスも活用した農林水産物・食品の輸出拡大
- ・農工法の見直し等において、地方創生に資する、農泊やサテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCを追加

④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

- ・プロ人材の還流の加速化、都市部大企業との連携強化による多様な人材交流

①政府関係機関の地方移転

- ・政府機関移転の着実な推進、サテライトオフィスの可能性の検討

②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

③地方移住の推進

- ・子供たちを含めた都市と農山漁村交流の推進、農泊、「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」の推進
- ・「地域おこし協力隊」の拡充

④地方大学の振興等

- ・知的拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着プラン、地域人材育成プラン
- ・地方大学の振興、地方における雇用創出、東京の大学新增設の抑制・地方移転の促進等の検討

⑤地方創生インターンシップの推進

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進

②若い世代の経済的安定

③出産・子育て支援

④地域の実情に即した「働き方改革」の推進

- ・「地域働き方改革会議」における働き方改革の推進(「包括的支援」「アウトリーチ支援」「地方就労・自立支援」等の取組普及)

①まちづくり・地域連携

- ・空き店舗対策についてインセンティブ、ディスインセンティブ両面から検討
- ・クラウドファンディング等による空き店舗等の再生のための不動産特定共同事業制度の見直し

②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

- ・地域運営組織の持続的な活動のため農協や商工会等との連携、地縁型組織の法人化に適した法人制度のあり方の検討

③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

④住民が地域防災の担い手となる環境の確保

⑤ふるさとづくりの推進

⑥健常寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

⑦温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

新たな「圏域」づくり

○地方創生の深化のためには、地域の生活経済実態に即した新たな「圏域」づくりに取り組む必要

集落ネットワーク圏の形成

目指す方向性

- ▶ 基幹集落を中心に複数の集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」を形成し、圏域全体での集落機能を確保
- ▶ 具体的な支援
 - ▶ 地域産業の振興や日常生活機能を確保するための取組をハード・ソフト両面から支援し、定住環境を整備。
 - ▶ 集落の組織力を高めるため、地域おこし協力隊や集落支援員などを拡充。

▶ 集落機能の確保により条件不利地域における持続可能な暮らしを実現

定住自立圏構想の推進

目指す方向性

- ▶ 中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が連携し、地方圏における「定住の受け皿」を形成。

※中心市宣言団体数:130市

※協定等締結済み圏域数:118圏域

具体的な支援

(H29.4.1現在)

- ▶ 全国的に進んでいる医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組や、ニーズが高まっている産業振興、移住・交流など圏域の活性化に向けた取組を支援。

▶ 地方圏の人口流出を食い止める「ダム機能」の確保

連携中枢都市圏の形成

意義

- ▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市(人口20万人以上)が近隣市町村と連携して「連携中枢都市圏」を形成。※連携中枢都市宣言団体数:26市

※連携協約等締結済み圏域数:23圏域
(H29.6.30現在)

役割

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
- ② 高次の都市機能の集積・強化
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

実現手法

- ▶ 連携協約の導入
- ▶ 平成26年度～平成28年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(30事業)
- ▶ 平成29年度予算においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- ▶ 平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図る

▶ 「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」を築く

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- ▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① 圏域全体の経済成長のけん引

産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

② 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

□は、都市圏を形成している団体(23団体)

△は、平成27年度促進事業実施団体(3団体)

■は、平成28年度促進事業実施団体(6団体)

○は、三大都市圏

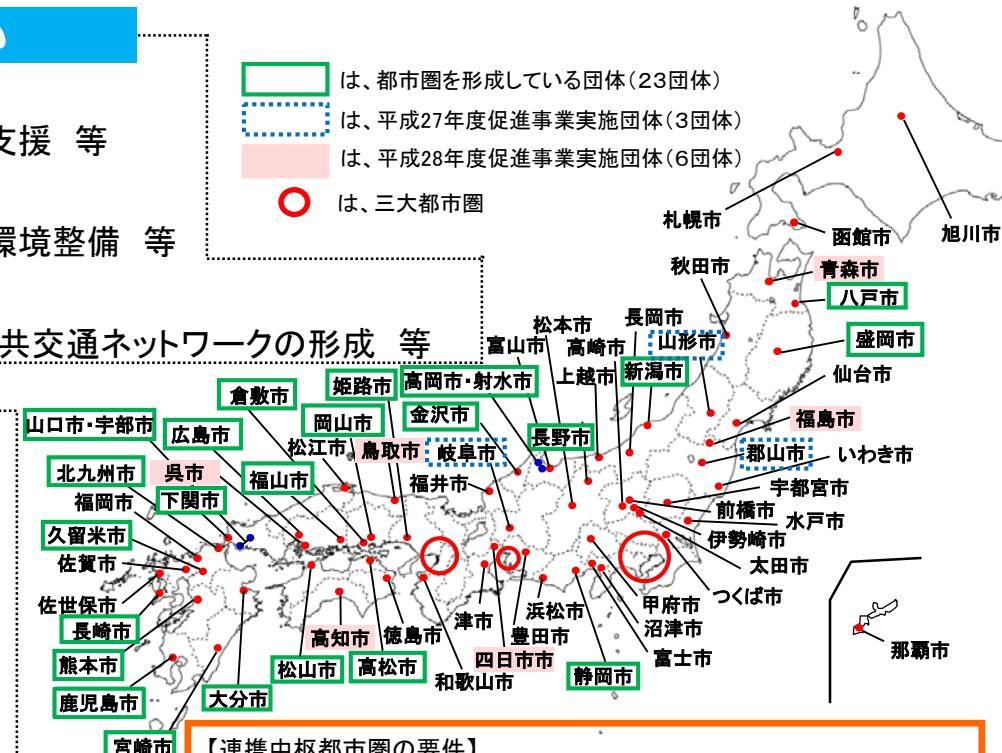
連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入
(平成26年11月1日施行)
- ▶ 平成26年度～平成28年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(30事業)
- ▶ 平成29年度予算においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- ▶ 平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図る
- ▶ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定



【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超える、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

連携中枢都市圏構想のこれまで

平成25年 3月	「地方拠点都市研究会」立ち上げ(姫路市など8市)
6月	第30次地方制度調査会答申:「地方中枢拠点都市」を明記
平成26年 1月	「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」報告書
3月	地方自治法の一部を改正する法律案国会提出 ・連携協約制度の創設(H26.11施行)、特例市制度の廃止(H27.4施行)
6月	「新たな広域連携モデル構築事業」選定(9団体)
8月	地方中枢拠点都市圏構想推進要綱制定
12月	まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・複数の圏域概念を「連携中枢都市圏」に統一 → 要綱一部改正(H27.1)
平成27年 3~5月	備後圏域(福山市)、高梁川流域(倉敷市)、播磨圏域(姫路市)、みやざき共創都市圏(宮崎市)で圏域形成
6月	「平成27年度新たな広域連携促進事業」選定(12団体、うち1団体は施行時特例市)
平成28年 3月	第31次地方制度調査会答申:複眼型連携中枢都市圏の創設 → 要綱一部改正(H28.4)
6月	「平成28年度新たな広域連携促進事業」選定(9団体、うち2団体は複眼型、2団体は施行時特例市)
8月	各圏域に成果指標(KPI)の設定を要請
平成29年 6月	「平成29年度新たな広域連携促進事業」選定(2団体)

連携中枢都市圏の形成の動き①

平成29年3月31日現在

圏域名 (連携中枢都市)		連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
1	播磨圏域連携中枢都市圏 (姫路市)	H27年2月13日	H27年4月5日締結式	H27年4月5日公表	【兵庫県】相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稻美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市(計:7市8町)	1,307,003人 (うち姫路市 535,664人)
2	備後圏域 (福山市)	H27年2月24日	H27年3月25日締結式	H27年3月25日公表	【岡山県】笠岡市、井原市 【広島県】三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町(計:5市2町)	857,212人 (うち福山市 464,811人)
3	高梁川流域連携中枢都市圏 (倉敷市)	H27年2月17日	H27年3月27日締結式	H27年3月27日公表	【岡山県】笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町(計:6市3町)	770,183人 (うち倉敷市 477,118人)
4	みやざき共創都市圏 (宮崎市)	H26年12月1日	H27年3月25日締結式	H27年5月12日公表	【宮崎県】国富町、綾町(計:2町)	428,089人 (うち宮崎市 401,138人)
5	久留米広域連携中枢都市圏 (久留米市)	H27年11月2日	H28年2月23日締結式	H28年2月23日公表	【福岡県】大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町(計:3市2町)	456,196人 (うち久留米市 304,552人)
6	みちのく盛岡広域連携中枢都市圏 (盛岡市)	H27年10月30日	H28年1月15日締結式	H28年3月25日公表	【岩手県】八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町(計:2市5町)	476,758人 (うち盛岡市 297,631人)
7	石川中央都市圏 (金沢市)	H27年12月4日	H28年3月28日締結式	H28年3月28日公表	【石川県】白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町(計3市2町)	728,259人 (うち金沢市 465,699人)
8	長野地域連携中枢都市圏 (長野市)	H28年2月17日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【長野県】須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町(2市4町2村)	543,424人 (うち長野市 377,598人)
9	下関市連携中枢都市圏 (下関市)	H27年9月30日	H27年12月18日 (形成方針策定)	H28年3月29日公表	【山口県】下関市(合併1市圏域)	268,517人
10	大分都市広域圏 (大分市)	H27年12月22日	H28年3月29日締結式	H28年3月29日公表	【大分県】別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町(計:6市1町)	778,237人 (うち大分市 478,146人)
11	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏 (高松市)	H27年9月4日	H28年2月16日締結式	H28年3月30日公表	【香川県】さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町、土庄町、小豆島町、直島町(計2市5町)	585,348人 (うち高松市 420,748人)
12	熊本連携中枢都市圏 (熊本市)	H27年6月18日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【熊本県】宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、阿蘇市、高森町、山都町(計:4市10町2村)	1,123,424人 (うち熊本市 740,822人)
13	広島広域都市圏 (広島市)	H28年2月15日	H28年3月30日締結式	H28年3月31日公表	【広島県】呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 【山口県】岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町(計:10市13町)	2,324,756人 (うち広島市 1,194,034人)

連携中枢都市圏の形成の動き②

平成29年3月31日現在

圈域名 (連携中枢都市)	連携中枢都市宣言	連携協約	都市圏ビジョン	連携市町村	圏域人口等
14 北九州都市圏域 (北九州市)	H27年12月24日	H28年4月18日締結式	H28年4月18日公表	【福岡県】直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町 (計:5市11町)	1,394,457人 (うち北九州市 961,286人)
15 しづおか中部連携中枢都市圏 (静岡市)	H28年3月1日	H28年3月31日	H28年4月28日公表	【静岡県】島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 (計:4市2町)	1,168,000人 (うち静岡市 704,989人)
16 松山圏域 (松山市)	H28年7月8日	H28年7月8日締結式	H28年7月8日公表	【愛媛県】伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町 (計:2市3町)	646,055人 (うち松山市 514,865人)
17 とやま呉西圏域 (高岡市・射水市)	H28年8月26日	H28年10月3日締結式	H28年10月3日公表	【富山県】南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市 (計:4市)	443,151人 (うち高岡市172,125人、射水市92,308人)
18 八戸圏域連携中枢都市圏 (八戸市)	H29年1月4日	H29年3月22日締結式	H29年3月22日公表	【青森県】三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町 (計:6町1村)	323,447人 (うち八戸市 231,257人)
19 新潟広域都市圏 (新潟市)	H28年12月16日	H29年3月28日締結式	H29年3月28日公表	【新潟県】三条市、新発田市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、 田上町、阿賀町 (計:6市3町1村)	1,258,878人 (うち新潟市 810,157人)
20 岡山連携中枢都市圏 (岡山市)	H28年8月9日	H28年10月11日締結式	H29年3月28日公表	【岡山県】津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、 久米南町、美咲町、吉備中央町 (計:7市5町)	1,170,158人 (うち岡山市 719,474人)
21 山口県央連携都市圏域 (山口市・宇部市)	H28年11月28日	H29年3月30日締結式	H29年3月30日公表	【山口県】萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市【島根県】津和野町 (計:4市1町)	628,836人 (うち山口市197,422人、宇部市169,429人)
22 長崎広域連携中枢都市圏 (長崎市)	H28年6月10日	H28年12月27日締結式	H29年3月30日公表	【長崎県】長与町、時津町 (計:2町)	501,860人 (うち長崎市 429,508人)
23 かごしま連携中枢都市圏 (鹿児島市)	H28年10月31日	H29年1月19日締結式	H29年3月31日公表	【鹿児島県】日置市、いちき串木野市、姶良市 (計:3市)	753,518人 (うち鹿児島市 599,814人)

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置（※複眼型も同様に措置。以下同じ。）

（1）連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

①普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

（圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円）

②特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

（2）連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- 「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当。（充当率：90%、交付税算入率：30%）

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- （1）民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還金利子の50%に特別交付税
- （2）ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引き上げ
(例：融資比率35%→45%)

5. 個別の施策分野における財政措置

- （1）病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- （2）へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- 辺地度点数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能

連携中枢都市圏が推進する具体的取組について①

(連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日(総行市第200号)制定、平成27年1月28日(総行市第4号)一部改正、平成28年4月1日(総行市第31号)一部改正)

「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」については、極力広範囲に取り組む必要がある。

ア 圏域全体の経済成長のけん引

a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、

国の成長戦略実施のための体制整備

- ・圏域の経済戦略の策定やフォローアップのための圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、地方公共団体等の産学金官民が一体となった協議会の立ち上げ
- ・経済戦略の策定やフォローアップに必要な調査・検証
- ・中小企業の経営強化や新分野進出に向けた事業承継、M&Aの方向性の提示
- ・戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に必要な人材像の把握
- ・圏域内として目指すべきイノベーションの方向性の確定 等

b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、

地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

- ・圏域内の事業者に向けた異分野異業種交流
- ・新素材・新技術に関する講座の開設、起業に向けたセミナー開催
- ・新技術・新製品開発のための中小企業支援
- ・イノベーション実現や事業化に向けた産学金官の共同研究・受託研究の推進
- ・大学発ベンチャーへの支援
- ・大学における長期インターンシップの推進や产学が連携した大学の教育課程の編成
- ・専門的知見を有する企業・大学間コーディネーターの育成
- ・中小企業の経営強化や新分野進出に向けた事業承継、M&Aの促進支援
- ・戦略産業の育成に向け、地域の中堅企業等を中核とする広域的なプロジェクト創出に向けた検討 等

c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大

- ・地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進
- ・六次産業化に向けた設備投資の支援
- ・地域ブランド育成のための試作やPRの支援
- ・専門家の紹介・派遣
- ・売上げ動向等のデータ把握と商品開発への反映 等

d 戦略的な観光施策

- ・圏域内観光の受皿整備のための基本構想・計画の策定
- ・圏域全体の観光資源(自然・文化・産業遺産等)を対象としたプロモーションやファムツアーや実施
- ・外国人観光客の誘致活動
- ・圏域外の観光客を見込んだ大規模イベントの開催
- ・経済波及効果・情報発信力の高い国際会議等の誘致と圏域内関連ビジネスとのマッチングの促進 等

連携中枢都市圏が推進する具体的取組について②

イ 高次の都市機能の集積・強化

a 高度な医療サービスの提供

- ・圏域内の重篤な救急患者に対する三次救急医療
- ・ハイリスクの妊娠・出産に対する母子周産期医療
- ・先進的がん医療など高度な医療サービス提供に向けた設備整備の支援
- ・これらの医療にかかる人材育成・確保 等

b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

- ・圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定
- ・圏域内の大学や公園等の整備に向けた調査や構想の策定
- ・圏域の中心部と空港との間の直結線の整備に向けた検討 等

c 高等教育・研究開発の環境整備

- ・大学・専門学校等における圏域内での高度専門的な研究開発人材の育成
- ・圏域内の企業等のニーズに応じた人材育成
- ・大学への寄附講座開設や生活環境支援を通じたグローバル人材の招へい
- ・将来の圏域を担うリーダー育成や雇用の創出に取り組む高等教育機関への支援 等

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

A 生活機能の強化に係る政策分野

- a 地域医療
- b 介護
- c 福祉
- d 教育・文化・スポーツ
- e 土地利用
- f 地域振興
- g 災害対策
- h 環境

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- a 地域公共交通
- b ICTインフラ整備
- c 道路等の交通インフラの整備・維持
- d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交流・移住促進
- f aからeまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- a 人材の育成
- b 外部からの行政及び民間人材の確保
- c 圏域内市町村の職員等の交流
- d aからcまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

播磨圏域連携中枢都市圏の取組

開拓形成に至った経緯

- ・播磨広域連携協議会を構成する13市9町に「新たな広域連携モデル構築事業」への参加を呼びかけ、近隣の7市8町が参加。
 - ・総務省「新たな広域連携モデル構築事業」モデル都市に選定され、播磨圏域経済成長戦略会議等の開催を重ねて、平成27年4月には連携する6市8町と連携協約の締結及び播磨圏域都市圏ビジョンの策定を行った。
 - ・平成27年12月には、新たに赤穂市との連携協約の締結を行った。

苦労した点

- ・「合併の前段階ではないのか」、「連携中枢都市のみが活性化するのでは」といった懸念から連携に慎重な意見もあったが、実際に足を運んでの丁寧な説明など粘り強く協議や説明を行うことで、圏域の実現に繋がった。
 - ・自治体によっては、1部署、1担当が多岐に渡って事業を担当しており、具体的な事業の打合せに、いつも同じ職員が来る事態を避けるため、特に経済関係の連携事業は姫路市の各課で同じ日に打合せを設定して対応した。



圏域全体の経済成長のけん引

播磨地域ブランド「豊穰の国・はりま」事業について

播磨圏域が取り組む地域ブランド「豊穣の国・はりま」の育成に向け、東京浅草の商業施設「まるごとにっぽん(平成27年12月開業)」への姫路・はりま圏域のアンテナブース出展(来館者平成28年7月末で317万3,000人)や姫路城のお膝元で開催した大物産展(来場者2日で5万人)等に取り組んでいる。費用は姫路市負担。



圏域の企業誘致の促進

圏域への企業誘致を促進し、産業振興・雇用確保を図るため、各市町の地域経済、工場適地等、企業誘致環境のポテンシャルに関する調査及び広域企業誘致パンフレットの作成等を行う。

また、姫路市においては企業誘致に際し、企業のニーズに合わせて連携市町の情報（土地情報・優遇制度）も提供することで、圏域内への立地を促進している。

当初、姫路市単独で実施した企業誘致活動で面積条件を満たす工場適地がなかったが、宍粟市の土地情報や優遇制度を紹介した結果、立地が決定した事例がある。費用は姫路市負担。

高次の都市機能の集積・強化

JR姫路駅前の整備とネットワークづくり

播磨圏域の中心にふさわしい都心づくりに向け、JR姫路駅周辺において、魅力ある商業施設や付加価値の高いサービス産業、国際的・広域的な情報交流を促進するコンベンション機能を備えた施設の設置などを検討。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

図書館の相互利用促進事業

8市8町の圏域内住民であれば全37館・約407万冊の図書がいずれかの図書館においても貸し借りができる仕組みを構築。平成28年7月からは蔵書の共通検索システムを導入。利用登録者は平成28年8月末時点で姫路市2,237人、他市町6,389人の計8,626人。

運営費は各市町が負担する。

成年後見支援センター運営事業

姫路市が成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するため設置・運営している「成年後見支援センター」(姫路市社会福祉協議会に委託)について、圏域内の神崎郡3町における住民等も対象とし、共同利用の形で相談業務等を行う。

運営費は姫路市が負担する。

都市圏ビジョン上の位置づけ：ア 経済成長のけん引 b 戰略産業の育成 企業誘致の推進

○企業誘致の推進にかかる課題

- ・都市間競争の最たるものであり、連携による実施が難しい
 - ・各市町単独で有する工場用地が少ない
 - ・連携市町に専任職員がおらず、きめ細やかな対応が困難

○連携して取り組む意義

- ・圏域内に、雇用の場を確保し、人口流出を防ぐ
 - ・工業用地の確保も含めて圏域で取り組むことで、誘致の確率を向上させる

◆主な事業内容

- ・姫路市の専任職員が連携市町も含めて、企業訪問時に紹介
→圏域の市町を一体的に紹介できるリーフレットを作成し配布
(一義的には姫路市への誘致を行い、マッチングしなかった場合、連携市町を紹介)

※実際に、姫路市が紹介した連携市町の工場用地に企業誘致が成功

- ・姫路市が実施した企業投資動向アンケート調査では、事前に連携市町が誘致に力を入れたい業種について調査し、アンケート調査の対象に反映しマッチングに活用
→例えば福祉関係、学習関係など
 - ・圏域内企業が所有する大規模遊休地を含め、企業と各市町が連携して処分を検討できるよう、連携市町にある一定規模の企業に大規模遊休地の所有の有無と連携の可否についてアンケートを実施
→アンケート対象企業は、製造業を中心とした、連携市町にある大企業等を含めた合計120社に実施予定（連携しての処分が可能な土地は工場用地ライブラリーに掲載予定）



【臨海部に集積する企業群】



【播种科学公园都市】



【企業誘致にかかるパンフレット】

【工場用地ライブラリー制度】

都市圏ビジョン上の位置づけ： ウ 生活関連機能サービス A生活基盤の強化 d 社会教育施設の相互利用

○図書館相互利用促進事業の課題

- ・圏域の住民の利便性の向上のための共通カードの導入
- ・圏域として一体的な図書館の検索システムの導入

○連携して取り組む意義

- ・市町域を超えた住民の生活圏への対応
- ・連携のスケールメリットを活用し低コストでのシステム導入が可能

◆主な事業内容

① マイナンバーカードの活用

- ・共通カードの導入時のコストを抑えるため、姫路市の図書館において貸し出しカードにマイナンバーカードを活用。

→公的個人認証（JPKI）を活用することで、アプリ方式によるカードへの書き込みや空き領域の利用にかかる条例制定が不要

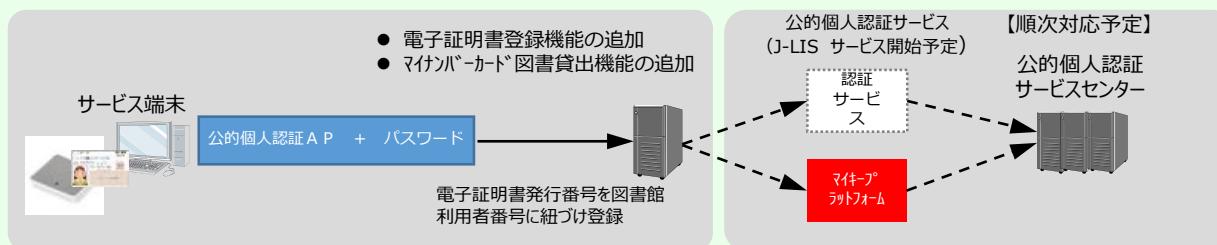
（JPKIを活用した図書館貸出機能の追加は全国初の取り組み）

- ・連携市町にもそのノウハウを提供し、連携する2町がマイナンバーのカード利用を開始（姫路市が導入を支援）

→平成29年度には新たに2市が取り組みに参加予定

（複数自治体でのマイナンバーカード利活用は全国初の取り組み）

② 共通システムの導入（16市町の図書館システムに共通検索システム）



★今年度中に公的個人認証サービスの提供開始

→マイナンバーカードを使用した図書の自動貸出サービスを開始予定（平成29年10月）



○協定締結の趣旨

播磨圏域連携中枢都市圏において、播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンのより一層の推進のため、
民間企業の知見・ノウハウを今まで以上の活用を目的として、連携中枢都市である**姫路市**と
民間企業が包括連携協定を締結するもの。

両者とも連携中枢都市圏構想
 の連携中枢都市として**初めて**
連携協定を締結

○締結した民間企業

◇イオン株式会社（平成29年5月26日締結）
 （イオンリテール、イオンモール、
 山陽マルナカ、マックスバリュ西日本を含む）

◇予想される主な連携事業
 •播磨地域ブランド「豊穰の国・はりま」登録產品の販路
 拡大
 →仕入れ担当者との商談会を実施し、商品のブラッシュ
 アップについてアドバイス
 •上記ブランド登録產品を活用したギフト商品の開発
 •各種イベント会場の提供や行政情報の発信・PRなど



【締結式の様子（イオン）】



【豊穰の国・はりま】

◇三井住友銀行・みなど銀行（平成29年6月12日締結）

◇予想される主な連携事業

- ・両行の取引先と播磨圏域の事業者・農水產生産者のマッチング事業の実施
 →金融機関を通じた信頼性の高いビジネスマッチングの展開
- ・創業支援
- ・播磨圏域内への移住定住促進のため、ローン商品の拡充



【締結式の様子（三井住友銀行・みなど銀行）】



【移住・定住ガイドブックイメージ】

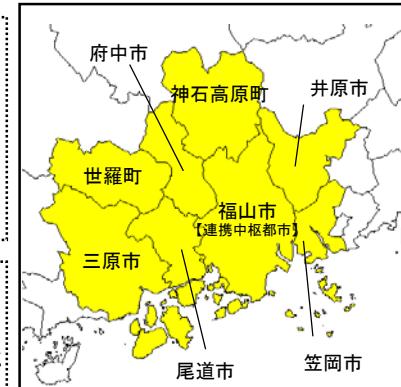
備後圏域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 県境を越えて都市圏を形成しているが、江戸時代以前は備後国として一体であった地域。
- 圏域の自治体の大部分は、昭和の高度成長の時代に「工業整備特別地域」に指定され、日本経済を支える工業地域としての発展の礎を築くなど、住民の日常生活のみならず、経済的な結び付きも強い地域。
- 平成23年度には圏域の6市2町の市長・町長で組織する「備後圏域連携協議会」を立ち上げ、広域的な課題解決に向けた取組として、こども発達支援センターの共同運営や防災協定の締結などを行ってきた。

苦労した点

- 連携中枢都市と圏域市町への財源措置及び構成市町の動機づけ(財源措置のメリット、連携する目的等)
- 連携中枢都市圏構想に提案する時点では、連携市町の一部に「合併につながるのではないか」という懸念があった
- 企画担当課と事業所管課との間で、目標の共有に時間を要している(連携中枢都市、圏域市町 共通)



圏域全体の経済成長のけん引

圏域全体における産業支援の強化

圏域での中小企業等の様々な経営課題の解決を支援するため、専門知識を持つ「びんご産業支援コーディネーター」を設置。

圏域の大手企業OB等を中心としたコーディネーターが、圏域内の中小企業等に対して販路開拓やブランド戦略などのアドバイスや事業者間のマッチングを実施。

事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。

また、中小企業事業者の「稼ぐ力」を高めるため、売上向上・創業支援に重点をおいた経営相談を行う産業支援拠点「福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz」を2016年(平成28年)12月に開設。

備後圏域産業連関表の活用

福山市が作成した備後圏域全体の産業連関表を活用し、圏域全体の産業振興につなげる。

また、備後圏域の産業連関表に基づいて作成した経済波及効果測定シートをオープンデータとして公表予定。産業連関表を事業者等が活用することで、圏域内における地域経済活性化に資する事業の創出につなげる。



産業支援コーディネーター

高次の都市機能の集積・強化

高度医療の充実や強化

福山市民病院の救命救急センターやがん医療に係る医療機器の整備等、高度医療の提供体制の充実に努める。また、圏域内の安心・安全な医療提供体制を確保するため、福山市民病院から圏域内の公立病院に対し診療支援を行うなど、公立病院間の連携強化を図るとともに、潜在看護師の復職支援など、圏域全体での看護師の確保、教育・研修の充実等に取り組む。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

こども発達支援センターの共同運営

福山市が発達に課題のある子どもの支援を行う医療機関「こども発達支援センター」を整備し、医師などの専門スタッフを確保する中で、圏域市町と共同運営している。

保育所や医療機関等と連携して、発達に課題のある子どもに関する相談や診察、訓練を行うなど、専門的で細かな支援を実施。事業費は、圏域市町で利用実績に応じて負担。

圏域全体の地域包括ケアシステムの構築

在宅医療・介護連携の推進に向けて、医療・介護事業所の情報やサービスなどの情報が検索できるWebサイトを開設し、掲載情報の充実に取り組んでいる。開発費は福山市が負担し、運用・保守費は掲載数に応じて圏域市町が負担。また、市町を越えた徘徊対策の検討や、福山市が実施する市民後見人養成講座の圏域への拡大など、認知症対策も推進。

福山ビジネスサポートセンター Fuku-Biz

事業費 2016年度 61,076千円
2017年度 65,698千円

めざす姿

備後圏域事業者の「稼ぐ力」が飛躍的に向上するとともに、チャレンジしやすい地域として創業者が増える。

2016～2017

2018

2019

相談機能の強化

成功事例の共有

経済活動の活性化

概要

- ・売上向上、創業支援に重点を置いた、備後圏域の産業支援機関
- ・質の高いマーケティング、デザイン、販路開拓、プランディングなどを一貫して提案

Point

豊富な経験に裏打ちされたコンサルティング

- ・事業者の強みを生かした事業提案
- ・相談予約は常に1ヶ月先まで満席
- ・相談した事業者からは「年間契約の受注につながった」「メディアに取り上げてもらった」などの声
- ・相談者アンケート：満足度99%
→ 事業者の稼ぐ力の向上
→ チャレンジする事業者の増加

相談

- ・事業者自身も気づかなかつた強みを一緒に見つける
- ・強みを生かした事業提案など



発見

チャレンジ！



強みを生かして
売上UP！

若手企業家を 地元企業と支援

Fuku-Bizと福山市で若手企業家向けのオフィスビルを運営する山陽不動産とが連携
→ビル入居者に支援

- ・売上を伸ばすための個別相談
- ・ビジネスセミナー

【センター長】高村 亨

早稲田大学卒業後、株式会社ヨウジヤマモトや株式会社朝日ネット（東証一部上場・独立系ISP）にて宣伝広報などを担当。
2014年、ベンチャー企業の立ち上げに創業メンバーとして参画、執行役員就任。2016年9月、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz（フクビズ）のセンター長に就任。

【プロジェクトマネージャー】池内 精彦

成蹊大学卒業後、実践的マーケティングをカリフォルニア州立大学で学ぶ。その後、プランタン銀座やウォルト・ディズニー・エンターテイメント・ジャパンなどでブランド開拓等を担当。
2017年1月、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz（フクビズ）のプロジェクトマネージャーに就任。



関連KPI

製造業粗付加価値額



資料：工業統計

備後圏域ワインプロジェクト

事業費 2016年度 2,800千円
2017年度 一千円

めざす姿

備後産のワインがブランドとして価値を高めるとともに、備後でワインなどの事業を行いたい人が増える。

2016～2017

事業参入支援の強化

2017～2018

販路拡大の支援

2018～

新商品開発促進

2019～

備後産ワインのブランド化

概要

行政、企業、金融機関(中国銀行等)、福山大学が連携した情報発信の強化や、特区の活用促進、事業参入のためのノウハウ等の共有

学ぶ

○BINGOワインアカデミー

- ・ワイン醸造方法や計画策定などを学ぶ(ワイナリー経営者や金融機関等と連携)



体験する

○ワイナリー(世羅町 福山市) ワイン農家民宿(福山市)

- ・ワイナリーなどで醸造する備後産ワインを体験
- ・ワインづくりを希望する人への研修受け入れ

ワイナリー

世羅町

つくる

○特区の活用促進

- ・備後ワイン・リキュール特区を始めとした規制緩和の活用(特区説明会の開催)
【規制緩和】 製造量6kl→2klなど
※県境を越えた市町共同の特区は全国初

○委託醸造

- ・井原→福山、福山→世羅など(事業者間)

農家民宿

井原市

ぶどう

府中市

福山市

笠岡市

尾道市

三原市

福山大学

ワイナリー

機運醸成

○情報発信の強化、 ワイン文化の醸成

- ・列車内で備後産ワインや地産地消弁当などを楽しむ「ワイン列車」を運行
- ・イベントなどに備後産ワインを出品



全ての市町にワイン関連特区

産学金の知識等を共有

各市町の農産物の活用促進

各市町の就農支援制度等と連携

Point

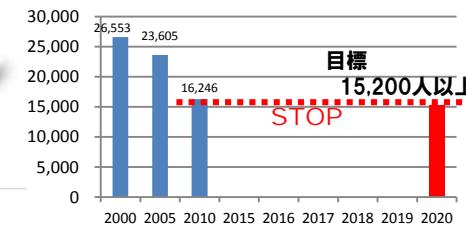
全国初の広域特区

【備後ワイン・リキュール特区】

- ・全国初の県境を越えた市町共同特区
- ・単独自治体での特区とは異なり、圏域内の農産物を使用することが可能(福山市の事業者が井原市の農産物を活用するなど、圏域内における農産物の相互利用)
- 事業者参入者の増加
- 圏域内農産物の活用促進
- 新たな地域ブランドづくり(備後産ワイン)

関連KPI

農林水産業の就業者数



資料:国勢調査

こども発達支援センターの共同運営

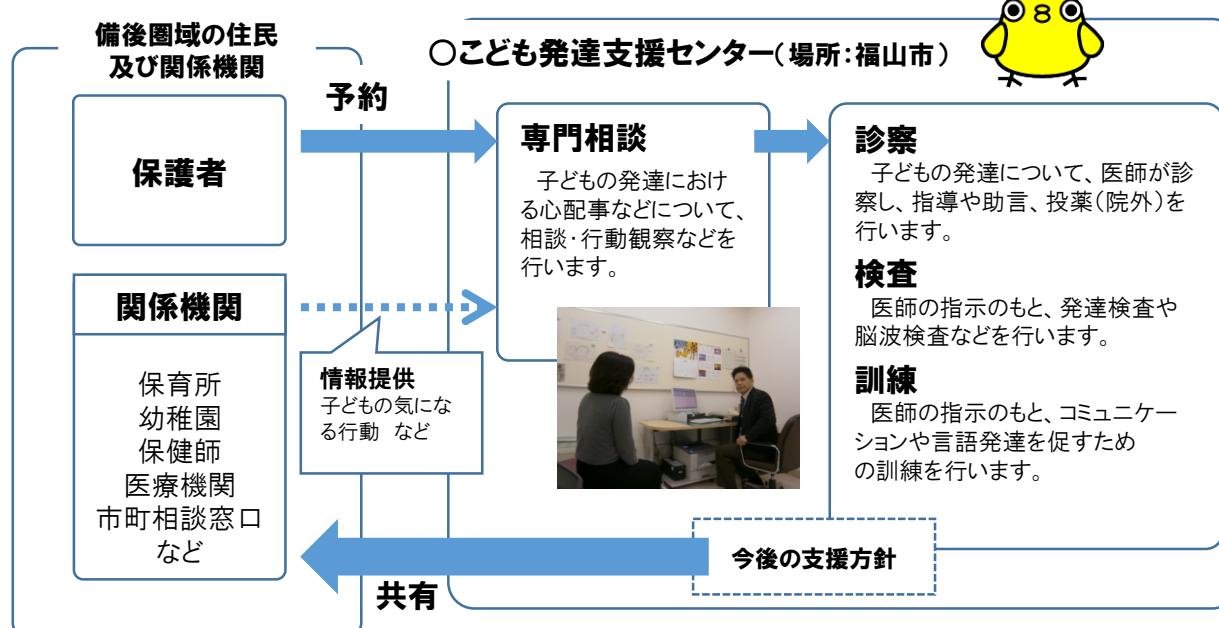
(共同運営のみ)事業費 2016年度 7,189千円
2017年度 8,410千円

事業概要

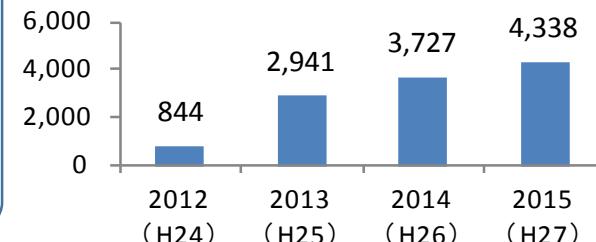
- ・発達に課題がある子どもが数多く報告される中、備後圏域では支援可能な専門機関が不足していた。
- ・圏域の共通課題を解決するため、6市2町が共同で運営する「こども発達支援センター」を設置。
- ・就学前の発達が気になる子どもを対象に、保育所や医療機関等と連携した相談や診察、訓練などの支援を行う。
- ・センター利用後も保護者や子どもが各市町で継続的に支援を受けることができるよう、今後の方針等を市町間で共有する体制を整備。
- ・事業費については、6市2町で利用者割合をもとに負担。

Point

- ・備後圏域における発達支援の拠点として機能
- ・保育所や医療機関などの連携によりきめ細かな支援を実現
- ・6市2町で共同運営
事業費は利用者割合で負担



こども発達センター利用件数



高梁川流域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 高梁川流域は、7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備前国、備中国、備後国のうち備中国領域とほぼ圏域を同じくし、この流域圏は、13世紀以上を経ても地域間の強いつながりが引き継がれている。
- 昭和29年3月：「高梁川流域連盟」を設立。産業や文化・教育など流域全般の文化向上に寄与する取り組みを不断に推進。平成25年10月：60周年記念サミットを開催し、今後の流域活性化のため、連携をより強固なものとし、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組むことを宣言。

苦労した点

- 関係者（倉敷市庁内及び市議会議員、連携市町の職員・議員、圏域内の産学官民の各関係機関等）に対し、地方自治法改正に基づく新たな広域連携による連携中枢都市圏形成の必要性について理解を得るため、きめ細やかな説明を行うよう努めた。

圏域全体の経済成長のけん引

高梁川流域観光振興事業

圏域内の観光客増加・周遊促進、外国人観光客の受入整備を目的とした事業。⑦は、周遊モデルコースを設定し観光パンフ・HPを作成したほか、フリーWi-Fiの共同無料サービスの運用やインバウンド促進に向けたセミナーなどを実施。⑧は、高梁川流域観光振興協議会を設立し、体制を強化。海外の旅行社等を招請した視察ツアーのほか、圏域内の事業者・団体を対象とした観光プロモーション事業などを実施。協議会負担金は、関係市町にて応分に負担。その他事業費は倉敷市の負担。

データで紡ぐ高梁川流域事業

圏域全体の人口・経済等のデータを一元化し、地域の住民や事業者等がまちづくりやビジネスに活用できるようデータを加工・分析・ビジュアル化する「仕組み」と「人材」を整備。

オープンデータを提供し、事業者が活用することで、圏域でのイノベーションや地域のビジネスの創出といった地域経済の活性化につなげる。

⑦は、まずは倉敷市に係るデータの収集・分析に着手+圏域の企業等を対象にセミナーを実施。⑦は先行型交付金が採択された（50百万円）。

地域資源活用推進事業

企業に補助金を交付し、圏域内の地域資源を用いた研究開発・商品開発支援を実施。併せて、物産展・見本市等を開催して地域資源を発信するとともに、圏域内事業者の販路開拓を支援する。事業費は倉敷市の負担。



流域ソーシャルイノベーション推進事業

ソーシャルビジネス支援センターを設置し、社会起業家、NPO等に対する相談業務を実施。また、社会起業家等と金融機関・商工団体等との連携を促進するための支援ネットワークを構築。事業費は倉敷市の負担。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

保育士・保育所支援センター運営事業

圏域内での保育士確保等を目的に保育士・保育所支援センターの設置・運営を行い、コーディネーターを配置（2名）。圏域の認可保育所での就労希望者（潜在保育士）を対象とした再就職支援等各種研修事業を実施し、⑦は、約30名が復職する。事業費は倉敷市の負担。

圏域内公共建物現況調査・台帳作成支援事業

倉敷市の専門技師のノウハウを活かし、希望する連携市町の公共施設の建物点検・修繕計画の策定・図面のデータベース化を行う（連携市町から倉敷市への委託）。連携市町はその成果を基に公共施設の将来的な管理計画を策定。民間への委託に比べ大幅なコスト削減を達成。

移住交流推進事業、冊子作成等圏域発信事業

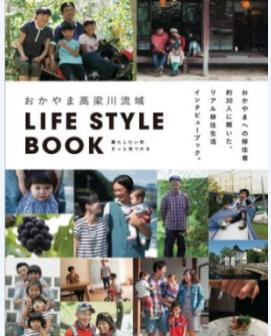
東京・大阪で開催される移住交流イベント等への圏域市町共同出展や倉敷市に所在するお試し住宅の運営、圏域への移住定住者を紹介した移住冊子の作成等を実施。⑦は、お試し住宅を通じて3組が移住し、内1組は圏域自治体に移住。事業費は倉敷市の負担。

地域連携による移住定住促進に向けた倉敷市の取り組み

高梁川流域連携中枢都市圏では、圏域と三大都市圏間の社会動態の改善を目標のひとつに掲げ、移住定住施策を推進。圏域内への移住検討者を対象とした「お試し住宅」では、約1年半の運用で20組・45人の移住につながっている。

良好な住環境の全国への発信

- 「高梁川流域LIFE STYLE BOOK」の作成（1万部）これまで各市町で取り組んでいた移住施策に加え、各市町への先輩移住者を紹介した移住促進冊子を共同で作成し、まち・海・山などの多様な住環境の魅力を持つ圏域内の7市3町を一体的に全国に発信
- 高梁川流域7市3町の移住ポスターの作成
- 高梁川流域移住ポータルサイトの開設 等



高梁川流域LIFE STYLE BOOK



高梁川流域7市3町の移住ポスター

大都市圏での移住相談会への合同出展

- 移住相談会への圏域自治体による合同出展の実施

- 出展回数

【H27】1回(東京)

【H28】6回(東京4, 大阪2)

- 延べ相談件数

【H27】 55件

【H28】 265件



移住相談会 (東京)への合同出展の様子

圏域を対象としたお試し住宅の運用

- 「倉敷・流域お試し住宅」の運用

- 対象：高梁川流域7市3町への移住検討者
- 開設日：平成27年10月
- 場所：倉敷市内 (JR新倉敷駅まで徒歩約12分)
- 部屋数：6室 ※開設時の3室からH28に1室, H29に2室増
※民間賃貸住宅の一部を借り上げ

- 移住検討者へのサポート体制：

くらしき移住定住推進室を設置し、利用者の住まい探しや就職活動等に対し、民間との連携により移住に向けた支援を行っている

- ・ 移住・子育て支援NPOによる移住相談会の実施
- ・ 就職相談窓口による就職支援(東京と倉敷市内に2か所設置)
- ・ 人材不足の介護分野と移住検討者との就職先のマッチング等

- 利用実績 (H29.3末現在)

	利用者数	移住者数
全体	229人 (100組)	45人 (20組)
三大都市圏	156人 (68組)	30人 (12組)
東京圏	74人 (33組)	21人 (7組)

利用者のうち、
2割が圏域に
移住！

三大都市圏、
特に東京圏
からの移住
者が多い

- 移住先

倉敷市 : 29人 (14組)

圏域内の市町 : 16人 (6組)

(内訳)高梁市4人(1組), 総社市7人(2組)

井原市3人(2組), 浅口市2人(1組)



倉敷・流域お試し住宅